

市第18号議案

中区における町区域の変更

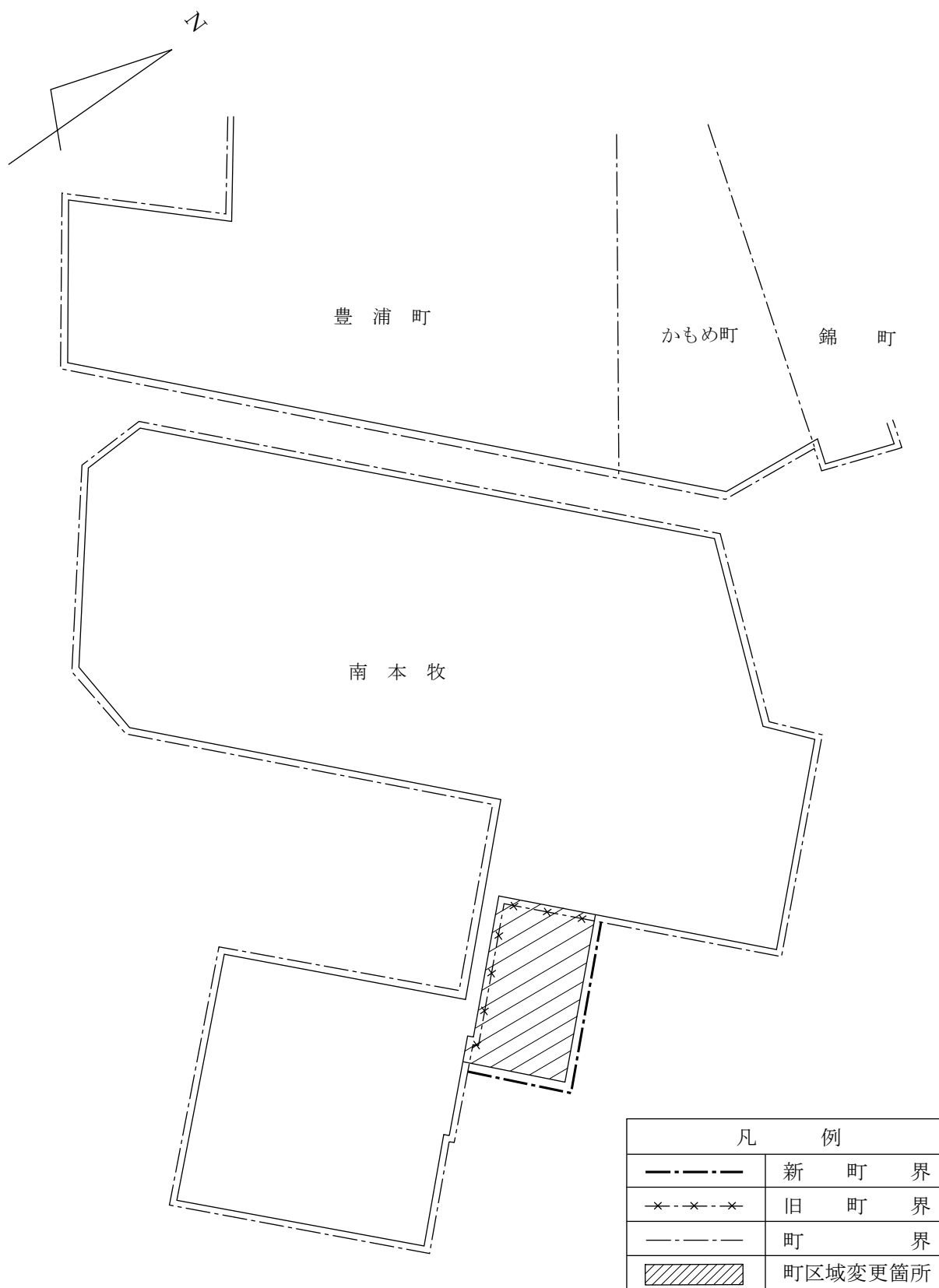
次のように中区において町区域を変更する。

平成28年 5 月20日提出

横浜市長 林 文 子

変 更 後 の 区 域	変 更 後 の 区 域 に 編 入 す る 現 在 の 区 域	
町 名	土 地 の 所 在	区 域 図
中 区 南 本 牧	中区南本牧地先	別 図 の と お り

中区における町区域の変更図



提 案 理 由

中区南本牧地先公有水面埋立地を中区南本牧に編入したいので、
地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（ 第 2 項 及 び 第 3 項 省 略 ）